

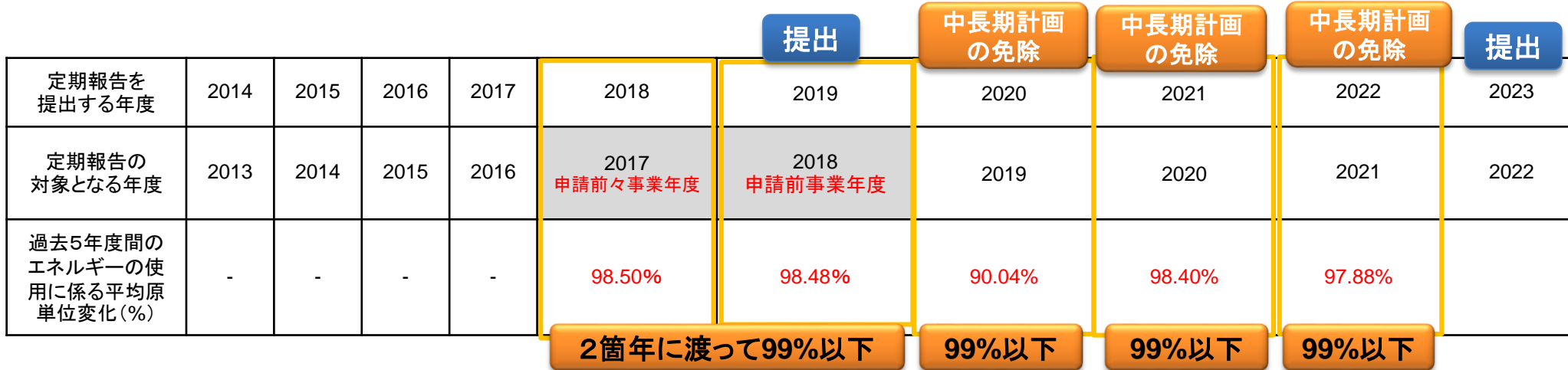
C. 中長期計画の提出頻度の軽減について

過去5年度間のエネルギーの使用に係る平均原単位変化が2箇年に渡って99%以下である場合は、次年度以降、計画書の期間の範囲（5年を超えない）で計画の提出が一部免除され、期間の終期の属する年度の6月末日までに計画書を1通提出すれば足りることとなる。ただし、免除期間であっても過去5年度間のエネルギーの使用に係る平均原単位変化が99%を超える場合は提出が必要となる。※ただし定期報告書については毎年度提出が必要。

【省令第5, 第11, 第19, 第31条】

例：2箇年（2017年度、2018年度）に渡って原単位変化が99%以下である事業者Aが、2019年6月に中長期計画（計画期間：2019年4月～2024年3月）を提出し、2020年度、2021年度、2022年度の提出免除を希望する場合

- ・ 計画を提出する年度 → **2019年度**
- ・ 計画を提出する年度の前年度（申請前事業年度） → **2018年度（2014年度 - 2018年度実績平均）**
- ・ 計画を提出する年度の前々年度（申請前々事業年度） → **2017年度（2013年度 - 2017年度実績平均）**
- ・ 期間の終期の属する年度 → **2023年度**



留意事項

- ・ 中長期計画の提出頻度軽減を希望する場合は、様式にチェックを付けて提出する。

C. 中長期計画書の様式改正

○中長期計画書【様式第3(省令第5条), 様式第7(省令第11条), 様式第12(省令第19条), 様式第24(省令第31条)】

様式第3 (第5条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

中 長 期 計 画 書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第102条の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定輸送事業者指定番号	
事業者名	
貨物輸送区分	1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送
主たる事務所の所在地	〒
	電話 (- -) FAX (- -) e-mail ()
中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を <input type="checkbox"/> 希望する

中長期計画書の提出免除の条件に当てはまり、かつ提出免除を希望する場合は、チェック

I 計画期間

年度 ~ 年度

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

対 策	計 画 内 容	実施時期	エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算 kL/年)

III 前年度計画書との比較

対 策	削除された計画	理 由
対 策	追加された計画	理 由

実施時期の列を追加